

エコシステム契約

(選 択 約 款)

2026 年 7 月 1 日実施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 料 金	2
6. 名義の変更	2
7. 契約の変更または解消	2
8. 設置確認	2
9. その他	2

1. 目 的

この選択約款は、エコシステム（家庭用等コージェネレーションシステム）の普及を通じ、当社の供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （１）「家庭用等コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生す排熱を利用する家庭用等の熱電供給システムをいいます。
- （２）「家庭用等」とは居住以外の店舗・作業場・事務所等の業務用途を含むものをいいます。
- （３）「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- （４）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- （５）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- （６）「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

- （１）家庭用等コージェネレーションシステムを専用住宅又は１需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の選択約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款 22（４）ただし書きの規定により早収料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- （２）ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が 5 kw 未満であること。
- （３）需要場所が、当社（導管部門）が 46 ガジュールのガスを供給する地区であること。

4. 契約の締結

- （１）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。
- （２）この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。
- （３）お客さまは、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日（以下「ガスの使用開始日」といいます。）から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。

- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を最低利用期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の最低利用期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 料 金

- (1) 当社は、一般ガス供給約款の定める計算方法を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

6. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

7. 契約の変更または解消

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(3.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

8. 設置確認

- (1) 当社は家庭用等コージェネレーションシステムの設置の有無等、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 家庭用等コージェネレーションシステムを取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

実施の期日

本選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金表 (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金 (46メガジュール)

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 9 7 0 . 0 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

4 6 メガジュール	1 立方メートルにつき	9 3 . 4 2 円
------------	-------------	-------------